

(仮称)富丘中学校分離校校名選考会議設置要綱

(設置)

第1条 千歳市立富丘中学校の分離校(以下「分離校」という。)の校名を選考するため、(仮称)富丘中学校分離校校名選考会議(以下「選考会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 選考会議は、分離校の校名を選考する。

(委員)

第3条 選考会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童又は生徒の保護者
- (3) 町内会又は自治会の関係者

2 委員の任期は、校名の選考が終了したときまでとする。

3 委員に対する報酬は、支給しない。

(会長及び副会長)

第4条 選考会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、選考会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選考会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 選考会議の庶務は、教育部企画総務課において行う。

(その他)

第7条 選考会議の状況及びそれらに係る教育委員会の対応等の情報は、個人情報等に関するものを除き、広く市民に周知する。

2 この要綱に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、会長が選考会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。